

令和5年度ハンドブック(生徒指導部)について

生徒心得

東校生として、「基礎・基本」を着実に習得し、自他の人権と多様性を尊重する態度を養い、地域や社会に貢献できる人間として自己実現に努めることが望まれます。

学校は、集団生活の場であり、生徒一人ひとりが、規範意識を持ち、自律した生活習慣を身につけるとともに、課題に対して他者と協働しながら解決できる力を育成することが必要です。

次に示す生徒心得を十分に理解し、勉強や部活動・ボランティア活動に対して、主体的・意欲的に取り組み、活気に満ちあふれ、実りのある高校生活を送ること。

1 豊かな人間関係を目指して

- (1) 自他の人権と人格を尊重し、互いに誠実さをもって接し、信頼関係を築くこと。
- (2) 教職員・来校者に対して、礼儀正しく敬意をもって接し、社会人として通用する態度を養うこと。
また、校内・校外を問わず、高校生としての品位ある行動を心掛けること。
- (3) SNS等における他者への誹謗・中傷は厳に慎むこと。

2 校舎・施設・設備等について

校舎・施設等を大切にすることを育み、学習に好ましい環境を保つため校内美化を徹底すること。

- (1) 清掃は担当教員の指示のもと丁寧に行うこと。
- (2) 公共物を破損した場合は、直ちに教職員に報告をすること。破損理由により弁償となる場合がある。
- (3) 非常時以外は非常階段の使用はできません。
- (4) 学校の施設・設備等を特別に使用する場合は担当教員に申し出て許可を得ること。

3 望ましい学校生活に向けて

高校生としての自律した行動を心掛け、基本的な生活習慣を確立すること。また、自他の命を大切にすることを養い、交通ルール・マナーを守り、地域から信頼される行動をとること。

(1) 登下校時の通学について

- ① 始業時間の8:35(予鈴)には登校すること。登校後は原則として放課後まで外出はできません。外出しなければならない場合は外出許可を取ること。
- ② 原則として17:30(平日)が完全下校時刻です。用事のない場合は速やかに下校すること。
部活動時間については、原則として夏期は19:00、冬期は18:30です。許可制にて活動時間の延長を認めています。
- ③ 自転車通学を希望する生徒は、自転車通学許可を受け、交通ルールを守り通学をすること。

(2)服装・履物・所持品等

- ① 登下校の際は別に定める服装規定を守ること。
- ② 校舎内では指定の上履きを使用し、体育館では体育館シューズを使用すること。
- ③ 生徒証を携帯しておくこと。
- ④ 不必要な金銭や貴重品は持ってこない。やむをえない場合は、責任をもって自己管理すること。
体育の授業や部活動等で貴重品を身辺から離さなければならない場合は、担当教諭に預けること。
- ⑤ 納入すべき金銭を持参したときは、登校後速やかに納入すること。
- ⑥ スマートフォンについては『許可のない授業での使用』は認めません。

(3)校外生活等

- ① 夜間の外出、飲酒、喫煙、バイク乗車等、生徒の本分に反する行為は、厳に慎むこと。
- ② アルバイトは許可制です。家庭の事情等でやむを得ない場合は、保護者の許可を受け担任に相談の上、生徒指導部に「アルバイト申請書」を提出すること。
無許可が判明した場合は、保護者を交えてアルバイト許可についての面談等を行う。
- ③ 「JR割引乗車証」の交付については、所定の「学割交付願」と「旅行計画書」に必要事項を記入し、担任及び生徒指導部の許可印を受けた上、事務部へ交付を申請すること。

(4)その他

- ① 学校生活において、トラブルや悩みのあるときは、教職員に相談すること。
- ② 校内において負傷又は急病の発生した場合は、直ちに教職員に連絡すること。
- ③ 校内において生徒間での物品の売買は禁止です。
- ④ ホームルームや部の行事を行う場合は、事前に担任や顧問に相談すること。

4 被害者相談窓口について

- ◆ ネットいじめ通報サイト <http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/netijime.htm>(パソコン)
<http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/Knetijime.htm>(携帯)
- ◆ 相談機関「ふれあい・すこやかテレフォン」612-3268・3301
- ◆ 相談機関「いのちの電話」864-4343
- ◆ 「レディース相談所」682-0913
- ◆ 「悩み事相談ヤングテレフォン」551-7500(保護者の方も利用できます。)
- ◆ 山科警察署(生活安全課又は少年係) 575-0110

生徒指導部より

1 自転車通学及び駐輪について

- (1)自転車通学については、年度ごとの走行テスト(ブレーキ・ベル・ライト・レインウェア完備の点検)を受けることを条件として乗り入れを許可します。許可ステッカーを貼付した自転車は学校への乗り入れができません。
- (2)自他の安全を最優先し、交通ルール・マナーを守り運転すること。
 - ①自転車走行時は車両として道路交通法を守ること。特に以下のような運転はしないこと。
 - ・イヤホンの使用 ・傘差し運転 ・二人乗り ・右側通行(逆走・斜め横断) ・並列走行・信号無視
 - ②校内では指定された場所に正しく駐輪すること。

2 遅刻指導について

遅刻については、自律した生活習慣の確立、登下校時の安全確保、落ち着いた学習環境の確保の観点から、学年部・生徒指導部で指導する。

3 スマートフォン等について(考査を除く)

(1)校内での使用ルール

原則として、授業中は電源を切り鞆の中に入れ、教職員の指示がある場合のみ使用を認める。使用時はマナーモードにすること。また、校内で移動する場合は、他の貴重品と同様、自己管理を基本とし、必要な場合は教職員に預けること。

(2)違反した場合は学年部・生徒指導部で指導する。

(3)学校施設を利用した充電は行わないこと。(スマートフォン・タブレット端末など)

4 アルバイトについて

アルバイトは許可申請が必要です。家庭の事情等で、やむを得ずアルバイトが必要な場合は、学業・部活動など、学校生活に支障が生じないことを保護者と生徒が十分に話し合い、担任に申し出ること。申請の手続きは以下のとおりです。

- (1) 生徒は保護者と十分に相談した後、保護者から担任へ連絡する。保護者と担任との共通理解ののち、「アルバイト申請書」を生徒指導部から受け取る。
- (2) 保護者は、「アルバイト申請書」を記入のうえ生徒を通じて担任へ提出する。

- (3) 生徒は、保護者所見等を記入した「アルバイト申請書」をもとに担任と面談した後、生徒本人が生徒指導部へ提出する。
- (4) 生徒指導部は、「アルバイト申請書」の内容を確認し、生徒と面談のうえ「アルバイト許可証」を発行する。
- (5) 許可された後、学校生活に著しく弊害が生じていると学校が判断した場合は、保護者を交えた面談などを実施する場合がある。

5 身だしなみについて

通学には制服を着用すること。学校生活にふさわしい服装・身だしなみを心がけること。
また、制服は気候や気温等の変化に応じて、各自判断して着用すること。

- (1) 制服の加工は認めません。
- (2) ブレザーの下に着用できるセーター・パーカー・ベストは学校指定のものに限る。
- (3) 頭髪の特別な加工、化粧、装飾品は認めません。
- (4) 特に指定以外のものを着用する場合は生徒指導部の許可を受けること。
- (5) 校外における学校行事では指示がない限り制服を着用すること。

6 式典及び制服着用が必要な時(講演・入試など)の服装規定

〈1年生〉

- ・ネクタイ、リボンに関してはラベンダーを着用すること。
- ・防寒着としてのベスト、セーターの着用は可とする。



〈2・3年生〉

- ・従来の制服を着用すること。
- ・(新制服も着用可とする。)

7 バイク等の免許取得ならびに運転に関する規定

- (1) PTAの「バイクの四ない運動プラスー」に基づき、自動車・自動二輪及び原動機付自転車の運転免許取得、乗車及び所有は卒業するまでは禁止しています。
「バイクに乗らない」「バイクを買わない」「運転免許を取らない」「バイクに乗せてもらわない」「子どもへの要求に負けない」の趣旨を理解してください。
- (2) 3年生の普通自動車運転免許の取得については、以下の条件を満たす場合のみ例外として認めています。
 - ア 進路が決定し、3月1日に卒業が見込めることを前提とする。
 - イ 入所は2月以降、免許取得は3月1日以降とする。
 - ウ 上記以外の時期の自動車教習所入所・自動車運転及び卒業式までに無届けで入所した場合については、「四ない運動」義務違反になります。